一　般　社　団　法　人

# 日本伝統建築技術保存会

# 定　　款

一般社団法人

日本伝統建築技術保存会

# 定　　款

## 第１章　総則

(名称)

第 1 条　この法人は、一般社団法人　日本伝統建築技術保存会という。

(事務所)

第 2 条　この法人は主たる事務所を大阪府東大阪市に置く。
この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第２章　目的及び事業

(目的)

第 3 条　この法人は、日本古来の伝統的木造建築技術の保存・継承と向上を図ると共に後継者の育成に努め、文化財建造物の保存事業の推進に寄与し、もって我が国の文化的向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条　この法人は第３条の目的を達成する為、次の事業を行う。

(1) 伝統的大工・棟梁技術の保存、継承、向上を図る為の各種研究会、講習会、研修会に関する事業
(2) 後継者育成の為の研修会、講習会に関する事業
(3) 文化財等の歴史的建築物や街並保存、並びに伝統的木造建築技術に関する資料の収集や、一般社会への普及啓発に関する事業
(4) 伝統的建築物の保存、継承に使用される資材の確保の為の研究に関する事業
(5) 文化財建造物や伝統的建築物の調査・設計・監理その他技術支援に関する事業
(6) その他公益目的を達成するために必要な事業。

## 第３章　　会員

(種別)

第 5 条　この法人の会員は本会の趣旨に賛同する次の７種とし、要件は細則に定める。

(1) 正会員（甲）
(2) 正会員（乙）
(3) 準会員（甲）
(4) 準会員（乙）
(5) 賛助会員
(6) 特別会員

２．前項の会員のうち正会員（甲）、（乙）をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第 6 条　本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得て入会することができる。

(入会金及び会費)

第 7 条　会員は細則に定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)
第 8 条　会員は退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる

(除名)
第 9 条　会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、社員総会において、議決によりこれを除名することができる。その場合当該正会員（甲)、正会員（乙）に対し､議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
(3) その他　除名するべき正当な理由があるとき。

(会員の資格の喪失)
第 １０ 条　会員が次の各号に該当するに至った時はその資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡、又はこの会が消滅したとき。
(3) 正会員の企業が解散したとき。
(4) 継続して１年間以上会費を滞納したとき。
(5) 除名されたとき。

(拠出金品の不返還)
第 １１ 条　既納の入会金、会費及びその他拠出金品は返還しない。

## 第４章　社員総会

(構成)
第 １２ 条　社員総会は、すべての正会員（甲)、正会員（乙）をもって構成する。

（権限）
第 １３ 条　社員総会は、以下の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 役員の選任又は解任
(3) 役員の報酬等の額
(4) 事業計画及び収支予算
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 定款の変更
(7) 解散及び残余財産の処分
(8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
(9) その他運営に関する重要事項など社員総会で決議するものとして号令又はこの定款で定める事項

（開催）
第 １４ 条　この法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。
２　定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催する。
３　臨時社員総会は、次の各号いづれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 総社員の議決権の５分の１以上から社員総会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

（招集）
第 １５ 条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招

集する。

２　会長は、前条第３項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも社員総会の開催の日の３週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第１６条　社員総会の議長は、その社員総会において、出席した社員の中から選出する。

（議決権等）

第１７条　各社員の議決権は、正会員（甲）、正会員（乙）１名につき１個とする。

２　やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又はほかの社員を代理人として決議を委任できる。

３　社員総会の決議について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の決議に加わることができない。

（決議）

第１８条　社員総会における決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員（甲）、正会員（乙）の議決権の過半数（委任状を含む。）を有する正会員（甲）、正会員（乙）が出席し、出席した当該正会員（甲）、正会員（乙）の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　社員総会における決議事項は、第１５条３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議事録)

第１９条　社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　社員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

## 第５章　役員

（役員の設置）

第２０条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　３名以上１５名以内

(2)　監事　　１名以上２名以内

２．理事のうち、１名を代表理事、３名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第２１条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２．代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。代表理事をもって会長とし、業務執行理事をもって副会長とする。

３．理事のうち、理事のいずれかの１名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数

は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。
(1) 当該理事の配偶者
(2) 当該理事の三親等以内の親族
(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(4) 当該理事の使用人
(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
(6) 前３号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

４．監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(職務)

第 ２２ 条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３．理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４．監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 監事は、理事の業務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書を作成する。
(2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
(3) 前 2 号の規定による調査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び社員総会に報告すること

(任期)

第 ２３ 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２．監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３．補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４．理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(欠員補充)

第 ２４ 条　理事又は監事のうち、その総数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 ２５ 条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、監事を解任する決議は、すべての正会員（甲）、正会員（乙）の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行なわなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 ２６ 条　役員は、無報酬とする。

２．役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３．前２項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長・顧問)
第 ２７ 条　この法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。
２．名誉会長及び顧問は、理事会において推薦決定し、この法人の活動及び事業に関して助言・指導を行う。

## 第６章　理事会

(構成)
第 ２８ 条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、理事を持って構成する。但し、監事、顧問の出席、意見陳述を妨げるものではない。

(権限)
第 ２９ 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。
(1) 業務執行の決定。
(2) 理事の職務の執行の監督。
(3) 会長及び副会長の選定及び解職。

(種類及び開催)
第 ３０ 条　理事会は、通常理事会と臨時理事会の２種類とする。
２．通常理事会は、毎年原則２回以上開催する。
３．臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めるとき。
(2) 会長長以外の２名以上の理事、又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき。

(招集)
第 ３１ 条　理事会は、会長が招集する。但し、一般法人法第９３条第３項により理事が招集する場合及び同法１０１条第３項により監事が招集する場合を除く。
２．会長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から起算して５日以内に、請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
３．理事会を招集するときは、少なくとも開催の日の５日前までに通知しなければならない。

(議長)
第 ３２ 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。副会長が招集した場合はその者がこれに代わる。

(議決)

第 ３３ 条　理事会の決議は、この定款の別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事の表決権等)
第 ３４ 条　理事は、各１個の議決権を有する。
２．理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる

ことが出来ない。

(議事録)

第 ３５ 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

（この法人の運営に必要な事項）

第 ３６ 条　この法人の運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

## 第７章　資産及び会計

(資産の構成)

第 ３７ 条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(経費の支弁)

第 ３８ 条　　当法人の経費は、当法人の資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 ３９ 条　　当法人の事業年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日までの年１期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 ４０ 条　　当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２．前項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

３．前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 ４１ 条　　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、同書類のうち第１号及び第２号については定時総会にその内容を報告し、第３号から第５号については同総会の承認を受なければならない。

(1) 事業報告

(2) 前号の事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 第３号の貸借対照表及び第４号の損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明

細書

２．前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くものとする。

（残余財産の不分配）

第 ４２ 条　この法人は剰余金の分配は行わない。

## 第８章　定款の変更、解散

(定款の変更)

第 ４３ 条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 ４４ 条　当法人は一般法人法第１４８条第４号から第７号までに規定する事項によるほか、社員総会におけるすべての正会員（甲）及び正会員（乙）の半数以上であって、すべての正会員（甲）及び正会員（乙）の議決権の３分の２以上にあたる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 ４５ 条　当法人が清算する場合において有する残余の財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及公益財団法人も認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第９章　事務局

(事務局の設置)

第 ４６ 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２．事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３．事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

４． 事務局の組織及び運営に関しては、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章　情報公開、個人情報の保護及び苦情処理

（情報公開）

第 ４７ 条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２．情報公開に必要な事項は、理事会により別に定める情報公開規定による。

（個人情報の保護）

第 ４８ 条　この法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２．個人情報の保護に関する必要事項は理事会の決議により別に定める。

## 第 11 章　公告の方法

（公告方法）

第 ４９ 条　当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

２．事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが困難な場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 12 章　附則

（最初の事業年度）

第　５０　条　この法人の設立初年度の事業年度は、この法人設立から平成３１年３月３１日とする。

（最初の事業計画及び収支予算）

第　５１　条　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立時社員総会できめるところによる。

（設立時役員の氏名及び住所）

第　５２　条　この法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| 設 立 時 理 事 | 西澤政男 | |
| | 神田定秀 | |
| | 渡邊隆 | |
| | 橋本市郎 | |
| 設立時代表理事 | 西澤政男 | 滋賀県彦根市城町二丁目５番４５号 |
| 設 立 時 監 事 | 杉山安央 | |

２．前項に定める設立慈のうち神田定秀を設立時業務執行理事とする。

３．第１項の設立時理事の任期は、第２３条第１項の規定にかかわらず、成立の日から第５０条に定める事業年度に関する提示社員総会の終結の時までとする。

（設立時の理事及び監事の氏名及び住所）

第　５３　条　設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 西澤政男 | 滋賀県彦根市城町二丁目５番４５号 |
| 神田定秀 | 兵庫県加西市大工町１６番地 |
| 渡邊隆 | 千葉県柏市松ヶ崎１２１０番地１０７ |
| 橋本市郎 | 滋賀県長浜市西浅井町大浦８３１番地 |
| 杉山安央 | 静岡県静岡市葵区長沼南 7-46 |

（定款に定めない事項）

第　５４　条　本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人に関する法令に従う。

定款変更履歴

| | |
|---|---|
| 平成３０年１０月２４日 | 設立 |
| 令和　元年　５月２８日 | 一部変更 |
| 令和　３年　５月３１日 | 一部変更 |
| 令和　４年１０月２３日 | 一部変更 |